

## 横浜市福祉保健活動拠点施設使用に関する要綱

制 定 令 和 2 年 1 月 6 日 健 地 支 第 899 号 (局 長 決 裁)  
最 近 改 正 令 和 7 年 12 月 9 日 健 地 支 第 759 号 (局 長 決 裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市福祉保健活動拠点条例（平成 10 年 10 月横浜市条例第 40 号。以下「条例」という。）及び横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則（平成 10 年 11 月横浜市規則第 88 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例第 3 条に定める施設（以下「施設」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第 2 条 施設において条例第 1 条第 1 項に定める活動を行う利用者の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、条例第 3 条第 1 項第 2 号に定める対面朗読室・編集室、録音室、点字製作室における活動を行う利用者の区分については、区長が別に定めを行うことにより、個人利用の区分を設定することができる。

- (1) 福祉活動、保健活動等を行うボランティア団体
- (2) 障害等の当事者団体
- (3) その他福祉活動、保健活動等を推進する団体

2 前項第 3 号については、区長が別に定めを行うことにより、詳細の区分を設定することができる。

### (利用団体等登録)

第 3 条 施設を利用しようとする者は、登録手続きの申請書（以下「登録申請書」という。）を条例第 5 条により指定された指定管理者（以下「指定管理者」という。）にあらかじめ提出するものとする。

2 指定管理者は、登録申請書の提出を受け、登録が適当と認められる場合は、利用団体等の登録書を交付するものとする。

3 登録書は、登録日より 3 年間有効とする。

4 第 2 項の手続きにより登録された者（以下「登録団体等」という。）が登録申請書の内容について、更新、変更または抹消しようとする場合は、更新、変更または抹消手続きの申請書（以下「登録更新等申請書」という。）を指定管理者に提出するものとする。

5 指定管理者は、登録更新等申請書の提出を受け、適当と認められる場合は、更新、変更または抹消の登録書を交付するものとする。

6 指定管理者は、第 4 項の抹消手続き以外に次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 登録書の有効期限を過ぎたとき。
- (2) 登録内容と活動実態が異なっていたとき。
- (3) 団体が解散したとき。
- (4) その他活動の継続が困難と思われるとき。

### (利用時間帯)

第 4 条 規則第 2 条第 1 項に定める開館時間を区分する施設の利用時間帯（以下「枠」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、区長が別に定めを行うことにより、別の枠を設定することができる。

- (1) 「午前」は、午前 9 時から午後 1 時までとする。
- (2) 「午後」は、午後 1 時から午後 5 時までとする。

(3) 「夜間」は、午後5時から午後9時までとする。

#### (利用申請)

第5条 登録団体等が施設を利用しようとするときは、利用の申請書（以下「利用申請書」という。）を指定管理者に提出するものとする。

- 2 前項の利用申請書の提出は、区長が別に定めを行うことにより、利用申請書の書面を用いない電話等の手段に代えて行うことができる。ただし、第6条による使用許可を得た場合は、登録団体等は施設を利用しようとする日までに利用申請書を指定管理者に提出するものとする。
- 3 登録団体等が施設を利用しようとする日の属する月における利用申請ができる枠数（以下「制限枠数」という。）は、1日あたり2枠までかつ1月あたり8枠までとする。ただし、区長が別に定めを行うことにより、制限枠数を変更することができる。
- 4 第1項の手続きによる施設の利用申請の受付ができる期間の最初の日（以下「利用申請開始日」という。）は、登録団体等が施設を利用しようとする日の6か月前の月に属する日とし、区長が別に定めを行うものとする。ただし、第2条第1項第3号に定める団体による利用申請開始日は、区長が別に定めを行うことにより、前段に定める利用申請開始日よりも後にすることができる。
- 5 第1項の手続きによる施設の利用申請ができる期間の最後の日は、登録団体等が施設を利用しようとする日とする。ただし、夜間並びに日曜日及び祝日の利用申請ができる期間は、「横浜市福祉保健活動拠点夜間等閉館取扱基準」第2条第1項の規定により、原則として第5条第4項に定める利用申請開始日から、利用予定日の前月12日までとする。

#### (使用許可)

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合を除き、前条による利用申請書を受け付け、登録団体等が施設を利用しようとする枠が空いていれば、登録団体等に対して施設の使用を許可するものとする。ただし、複数の登録団体等から同一の枠へ申込みがあった場合、区長が別に定めを行うことにより、抽選又は先着順の手続きを行うことができる。

- (1) 第1項ただし書きによる手続きにより、施設の利用が認められなかった場合
- (2) 条例第8条第3項各号に該当する場合

#### (行政による利用)

第7条 第2条の規定に関わらず、横浜市が地域における市民の福祉活動、保健活動等の支援のために施設を利用しようとする場合は、利用できるものとする。

- 2 前項の申請は、行政利用の申請書を用い、福祉保健活動拠点の当該区の福祉保健課を経由して指定管理者に提出するものとする。
- 3 指定管理者は、前項の申請を受け、施設を利用しようとする枠が空いていれば、使用を許可するものとする。

#### (利用の条件)

第8条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に定める利用時間帯（同条に基づき区長が別に定める枠を含む。次号において同じ。）を遵守すること。
- (2) 第4条に定める利用時間帯内に清掃及び原状復帰を行うこと。
- (3) 使用した備品の確認を行い、所定の位置に返納すること。
- (4) 施設を利用する者の責めに帰する理由により、施設の設備又は備品等の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損による設備又は備品等の損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、当該滅失又はき損した設備又は備品等を原状回復した場合は、この限りでない。

はない。

(管理上による使用不許可)

第9条 条例第8条第3項第1号及び第3号に規定する使用を許可しない場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 暴力及び迷惑行為が行われるおそれがあるとき。
- (2) 危険や混乱が予測されるとき。
- (3) 利用者の安全対策が不十分なとき。
- (4) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (5) 他者への強要及び強制とみなされる行為と認められるとき。
- (6) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (7) 「横浜市暴力団排除条例」(平成23年12月横浜市条例第51条)第9条第2項に抵触するおそれがあるとき。
- (8) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)第2条又はその他不当な人権侵害に該当する言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断されるとき。
- (9) 飲酒をしようとするとき。
- (10) 喫煙をしようとするとき。
- (11) その他前各号に準ずるとき。

(設置目的による使用不許可)

第10条 条例第8条第3項第2号に規定する使用を許可しない場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 登録申請書又は利用申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (2) 構成員が概ね同様で、かつ、活動内容が酷似している利用団体等登録を複数行っていると認められるとき。
- (3) 利用者から個人情報を収集し、事前に同意を得ている目的以外に利用するおそれがあるとき。
- (4) 使用許可された各施設の第三者への貸与と認められるとき。
- (5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。
- (6) その他前各号に準ずるとき。

(営利による使用不許可)

第11条 条例第8条第3項第4号に規定する使用を許可しない場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として使用すると認められるとき。ただし、条例第2条の目的を達成するために必要と判断される場合はこの限りではない。
- (2) サービスを提供することによって対価(材料費等実費負担分についてはこの限りではない)を得ることを目的とした事業活動の一環として使用すると認められるとき。
- (3) その他前各号に準ずるとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、施設使用に関し必要な事項は、区長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年4月1日からの施設の使用に関する第2条から第7条、第9条から第11条については、第5条第4項に規定する利用申請開始日から施行

する。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年4月1日からの夜間の施設利用に関して必要な行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。